

準備OK?

確定申告は正しく早めにしましょう

所得税の確定申告、住民税の申告の受け付けが始まります。申告書の提出期間は、2月16日(水)～3月15日(火)です。所得税の還付申告は、2月10日(木)から役場税務課で受け付けます。期間内に申告を済ませましょう！

所得税の確定申告

所得税は、個人の所得に対してかかる税金です。確定申告とは、1年間に得た所得と、それに対する税額を計算し、申告するとともに、その計算した税金を納付する、または還付を受ける一連の手続きをいいます。

住民税の申告

住民税は所得税とは異なり、納税者自ら税額を計算して申告納付するものではありませんが、所得控除や税額控除について市町村の調査だけでは適正な住民税の課税を行うことができません。

そのため、納税義務者はその年の1月1日現在の住所地の市町村長に、住民税の申告書を提出しなければなりません。ただし、所得税の確定申告書を提出した方は、それをもって住民税の申告書を提出したものとみなすこととされているため、あらためて住民税の申告書を提出する必要はありません。

はありません。

確定申告の必要がある方

- ▼年末調整のされなかった源泉徴収票をお持ちの方。
- ▼平成22年中の給与収入金額が2千万円を超える方。
- ▼給与を1カ所から受けていて、給与所得以外の所得の合計金額が20万円を超える方。
- ▼給与を2カ所以上から受けていて、年末調整されなかった給与収入金額または給与所得以外の所得の合計金額が、20万円を超える方。
- ▼事業所得や不動産所得などがある方。
- ① 事業を行っている方、医師、外交員など。
- ② アパートなどを経営している方、不動産を貸している方など。
- ▼医療費控除や住宅ローン控除、雑損控除などを受ける場合。

ポイント

● 右記の「確定申告の必要がある方」は、忘れずに期間内に申告してください。

2月16日(水)
3月15日(火)

の証明書が必要となります。これら証明書などがなければ控除対象とはなりませんので、ご注意ください。

障害者控除には、交付を受けている身体障害者手帳や療育手帳、要介護認定書を提示ください。

ポイント

● 医療費控除を受ける場合は、領収書を受診者ごと、かつ病院・薬局ごとにそれぞれまとめて計算しておく、スムーズに確定申告が進みます。

また、薬局などで販売している医薬品の中には控除対象とならないものもあります。購入品の内訳のない領収書で控除を受けることはできませんので、ご注意ください。

● 生命保険料控除などの対象となる保険料については、各保険会社から証明書が送付されていますので、今一度ご確認ください。(なくされた場合は再発行を受けるなど、書類を整えてから確定申告を行ってください)

● 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料が特別徴収(年金

平成22年分の所得税などから適用される主な改正事項

天引きされている方の社会保険料控除については、特別徴収されている方自身の社会保険料控除となりますので、申告の際に窓口でお伝えください。

寄付金控除の変更

控除額の計算	
寄付金控除 II その年中に支出した特定寄付金の合計額 (総所得の40%相当額が限度)	2,000円 (改正前5,000円)

所得税における寄付金控除の下限額が、5千円から2千円に引き下げられました。

これに伴い、政党等寄付金控除の下限額も、同じく5千円から2千円に引き下げられました。

平成21年分の所得税などから適用されている主な改正事項

住宅ローン控除の申告

住宅ローン控除については、昨年の税制改正により適用期間が5年間延長されるとともに、一般住宅に係る最大控除可能額が500万円に引き上げられ、うち長期優良住宅については600万円まで引き上げられています。また、平成21年から平成25年までに居住の用に供した場合において所得税から控除しきれない金額のうち、一定額を個人住民税から控除されています。(平成19・20年中に居住の用に供したものに限りは、控除期間が15年の特別を選択できたことから、個人住民税からの控除対象外となっています)

一昨年度までの確定申告で、平成18年末までに入居し所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は「市町村住民税都道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書(以下「申告書」)を提出することで住民税からも控除を受けることができましたが、この申告書の提出も昨年から不要となつてい

釧路税務署からのお知らせ

○確定申告は自分で書いてお早めに!

平成22年分の所得税の確定申告の相談および申告書の受け付けは2月16日(水)～3月15日(火)まで、消費税および地方消費税(個人事業者)の確定申告の相談および申告書の受け付けは3月31日(木)までです。申告書は、前年の「申告書の控え」や「確定申告の手引き」などを参考にご自分で作成し、お早めに提出してください。申告書は国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」で簡単に作成することができます。作成した申告書は、郵便や信書便による送付などで提出できます。税務署の申告相談会場にお越しの際には「印鑑」「前年の申告書の控え」「計算機」「筆記具」をご持参ください。

○e-Taxでらくらく申告!

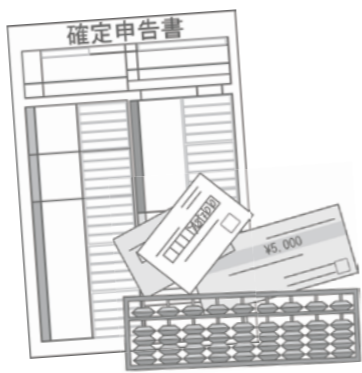
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、e-Tax用の申告データを作成することができ、作成したデータを簡単な操作により自宅から電子申告することができます。e-Taxを利用して申告をすると、最高5,000円の税額控除が受けられ(ただし、平成19年～22年分のいずれか1回)、添付書類の提出不要(3年間は申告者が保存)となります。※e-Taxを利用する場合は「開始届出書の提出」「電子証明書の取得(費用別途)」「ICカードリーダーの購入」など、事前手続きが必要です。

パソコンを使用して確定申告された方については、確定申告書類の送付がされず、代わりに整理番号が記載された「お知らせがき」が送付されていますので、必ずご持参ください。

保険料控除などを受けるには必要書類を忘れずに

保険料控除には、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険など保険料・保険料支払いの領収書、また国民年金や生命保険、地震保険などは、支払額

ます。ただし、山林所得や配当所得などがある方については、例外的に申告書を提出することで控除額が大きくなる場合もあります。該当すると思われる方は、ご相談ください。



川湯でも確定申告を受けられます

川湯地区の住民税・所得税の確定申告の受け付けについては、本庁まで来られない方々のために、次の日程で受付窓口を開庁します。ご利用ください。

- ▼日時/2月19日(土)、20日(日)
- 9時30分～正午・13時～16時
- ▼場所/川湯消防会館2階

確定申告について分からないことがありましたら、役場税務課 ☎482・2914(課直通)、または釧路税務署 ☎0154・51100まで、お気軽にお問い合わせください。